

○うるま市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施補助金交付要綱

平成17年11月29日

告示第251号

改正 平成18年8月16日告示第138号

平成21年9月2日告示第125号

平成23年9月13日告示第100号

平成24年6月11日告示第108号

平成26年6月30日告示第113号

平成28年3月31日告示第74号

平成28年3月31日告示第81号

うるま市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱(平成17年うるま市告示第127号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、平成17年9月8日老発第0908005号厚生労働省老健局長通知別添2社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護サービスに係る利用者負担額軽減制度実施要綱(以下「局長通知」という。)に定める社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関し、うるま市補助金交付規則(平成17年うるま市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、市町村民税世帯非課税者であって、次の各号のすべてに該当する者で、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難なものとして市長が認めた者及び生活保護受給者とする。なお、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第13条に基づく旧措置入所者に関する経過措置により利用者負担割合が5%以下の者については、本事業の対象としない。ただし、法第13条に基づく旧措置入所者に関する経過措置により利用者負担割合が5%以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については本事業の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負

担額について軽減の対象とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 世帯がその住居の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

(対象サービス)

第3条 利用者負担額の軽減の対象となるサービスは、法に定める訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）に係る利用者負担額とする。

(社会福祉法人等による申出)

第4条 局長通知3(1)により社会福祉法人等が行う申出は、原則として事業を開始しようとする日の属する月の前月10日までに社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書(様式第1号)により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書を受理した場合には、その内容を確認し、本事業を実施する法人の適否を決定するものとする。

(確認証の交付申請)

第5条 この事業による軽減措置を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書(様式第2号)により市長へ申請しなければならない。

(対象者の軽減の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容の審査を行い、本事業の軽減対象者としての承認又は不承認の決定を行う。この場合において、承認の決定をしたときは、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、利用者負担の25%から50%までの範囲で軽減の程度を決定する。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書(様式第3号)により申請者へ軽減の可否及び軽減の割合を通知する。

(高額介護サービス費の適用)

第7条 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給の適用は、前条第1項の適用を行った後の利用者負担に対して支給するものとする。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用者負担第2段階(法第51条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額が1日につき390円となる者)の施設サービスの利用者負担については、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないことができる。

(確認証の交付)

第8条 市長は、前条の規定により承認した対象者に社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証(様式第4号。ただし、生活保護受給者については様式第4号の2。以下「確認証」という。)を交付する。

(確認証の提示)

第9条 確認証の交付を受けている者(以下「軽減対象者」という。)が、第3条に規定する介護保険サービスを受けるときは、あらかじめ確認証を当該サービスを提供する事業者へ提示しなければならない。

(確認証の有効期限、更新等)

第10条 確認証の有効期限は、申請のあった日の属する月の初日から申請のあった日の属する年度の翌年の7月末日までとする。ただし、申請が4月から7月までの間に行われた場合には、その申請のあった日の属する年度の7月末日までとする。

(確認証の返還)

第11条 軽減対象者は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく確認証を市長に返還しなければならない。

- (1) 介護保険の被保険者の資格を喪失したとき。
- (2) 第2条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 減額確認証の有効期限に至ったとき。

(記載事項の変更届出)

第12条 軽減対象者は、確認証の記載事項に変更があったときは、14日以内に確認証を添えて市長にその旨を届け出なければならない。

(法人等に対する補助金の交付)

第13条 市長は、予算の範囲内で利用者負担軽減を行った法人等に対し補助金を交付する。

(対象サービスに係る交付対象経費及び補助率)

第14条 補助の対象となる経費は、第6条の規定により対象事業者が利用者負担額を軽減した総額のうち、対象事業所の本来受領すべき利用者負担収入(減免対象サービスに係る費用)に対する割合が1%を超える部分に相当する額(本市被保険者に係る経費に限る)とし、補助率は2分の1以内とする。なお、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について、全額を補助する。

2 前項の規定にかかわらず、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、前項に基づく補助を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合において、補助金の交付以外の実施方法は、第2条から第12条までの規定を準用するものとする。

(補助金交付の条件)

第15条 補助金の交付決定については、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、あらかじめ市長に申し出て承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長に申し出て承認を受けなければならない。

(3) 補助金交付を受けた事業者は、本事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

(補助金交付の申請)

第16条 補助金の交付申請は、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金交付申請書(様式第5号)に関係書類を添えて、市長に提出して行うものとする。

(変更交付の申請)

第17条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、市長が定める日までに市長に提出して行うものとする。

(実績報告)

第18条 対象法人は、当該年度の事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は市長の定める日のいずれか早い期日までに社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて、市長に実績を報告しなければならない。

(補則)

第19条 この告示に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年11月29日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則(平成18年8月16日告示第138号)

(施行期日)

1 この告示は、平成18年8月16日から施行する。ただし、改正後のうるま市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(平成18年7月1日から平成20年6月30日までの助成に係る軽減対象者の特例)

- 2 平成18年7月1日から平成20年6月30日までの助成に係る第2条第1項の規定の適用については、同項中「市町村民税世帯非課税者であって、次の各号のすべてに該当する者で、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難なものとして市長が認めた者とする。」とあるのは「平成18年6月1日現在において、利用者負担第3段階（法第51条の2第2項第2号に規定する食費の負担限度額が1日につき650円となる者。）に該当する者であって、地方税法上の個人住民税に係る高齢者の非課税限度額の廃止に係る経過措置対象者（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項又は第4項の規定が適用される者）及びその者と同一世帯に属する者で次の各号のすべてを満たす者のうち、その者の収入、世帯の状況及び利用者負担額を総合的に勘案し生計が困難な者として市長が認めた者とする。」と、同項第1号中「150万円」とあるのは、「190万円」と、第3条第1項中「食費及び居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額」とあるのは「食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額（当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は基準費用額）」と、第6条第1項中「4分の1から2分の1までの範囲」とあるのは、「8分の1」と読み替えるものとする。

附 則（平成21年9月2日告示第125号）

この告示は、平成21年9月2日から施行し、改正後のうるま市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年9月13日告示第100号）

この告示は、平成23年9月13日から施行し、改正後のうるま市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年6月11日告示第108号）

この告示は、平成24年6月11日から施行し、改正後のうるま市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施補

助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年6月30日告示第113号）

（施行期日）

1 この告示は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の第10条の規定にかかわらず、平成26年7月に申請があった場合における確認証の有効期限は、平成26年7月1日から平成27年7月末日とする。

附 則（平成28年3月31日告示第74号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年3月31日から施行し、改正後のうるま市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施補助金交付要綱の規定は、平成27年8月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の第8条の規定により交付された確認証は、その有効期限限りなお効力を有する。

附 則（平成28年3月31日告示第81号）

（施行期日）

1 この告示は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前のうるま市男女共同参画国内外研修派遣補助金交付要綱、第2条の規定による改正前のうるま市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱、第3条の規定による改正前のうるま市光ファイバケーブルの貸付事業要綱、第4条の規定による改正前のうるま市家庭的保育事業等の認可に関する要綱、第5条の規定による改正前のうるま市立保育所時間外保育事業実施要綱、第6条の規定による改正前のうるま市立保育所一時預かり事業実施要綱、第7条の規定による改正前のうるま市認可外保育施設保育料助成事業実施要綱、第8条の規定による改正前のうるま市ひとり親家庭等に対するファミリー・サポート・センター利用料助成事業

実施要綱、第 9 条の規定による改正前のうるま市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱、第 10 条の規定による改正前のうるま市高等職業訓練促進継続給付金事業実施要綱、第 11 条の規定による改正前のうるま市在宅高齢者等日常生活用具給付事業実施要綱、第 12 条の規定による改正前のうるま市在宅介護者手当支給要綱、第 13 条の規定による改正前のうるま市外出支援サービス事業実施要綱、第 14 条の規定による改正前のうるま市緊急通報システム事業実施要綱、第 15 条の規定による改正前のうるま市ふれあいコール事業実施要綱、第 16 条の規定による改正前のうるま市後期高齢者医療保険料の納付方法変更に係る申出に関する事務取扱要綱、第 17 条の規定による改正前のうるま市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱、第 18 条の規定による改正前のうるま市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱、第 19 条の規定による改正前のうるま市更生訓練費支給事業実施要綱、第 20 条の規定による改正前のうるま市国民健康保険被保険者証の返還及び資格証明書交付等に関する要領、第 21 条の規定による改正前のうるま市介護保険料滞納者に係る保険給付の制限等に関する実施要綱、第 22 条の規定による改正前のうるま市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施補助金交付要綱、第 23 条の規定による改正前のうるま市介護保険施設等監査要綱、第 24 条の規定による改正前のうるま市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託要綱、第 25 条の規定による改正前のうるま市専用水道及び簡易専用水道に関する規程、第 26 条の規定による改正前のうるま市民ふれあい農園要綱、第 27 条の規定による改正前のうるま市中小企業等事業拡大支援事業補助金交付要綱、第 28 条の規定による改正前のうるま市地域経済循環創造事業補助金交付要綱、第 29 条の規定による改正前のうるま市東照間商業等施設の使用企業選定要綱、第 30 条の規定による改正前の都市計画法第 53 条及び第 65 条の規定による建築行為等の許可等に関する事務取扱要綱、第 31 条の規定による改正前のうるま市景観地区助成金交付要綱及び第 32 条の規定による改正前のうるま市公共下水道接続促進事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。